

令和 8 年

第 1 回 広陵町議会定例会議案

令和 8 年 3 月 5 日

北葛城郡広陵町



付 議 事 件

報告第 1 号	令和7年度広陵町一般会計補正予算（第11号） の専決処分の報告について	[ 1 頁]
報告第 2 号	令和8年度広陵町土地開発公社事業計画及び 予算の報告について	[ 2 5 頁]
議案第 1 3 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めること について	[ 2 7 頁]
議案第 1 4 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めること について	[ 2 9 頁]
議案第 1 5 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めること について	[ 3 1 頁]
議案第 1 6 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めること について	[ 3 3 頁]
議案第 1 7 号	教育委員会の委員の任命につき同意を求め ることについて	[ 3 5 頁]
議案第 1 8 号	広陵町自治基本条例の一部を改正すること について	[ 3 7 頁]
議案第 1 9 号	広陵町情報公開条例の一部を改正すること について	[ 4 1 頁]
議案第 2 0 号	広陵町国民健康保険税条例の一部を改正す ることについて	[ 4 5 頁]
議案第 2 1 号	広陵町放課後児童健全育成事業の設備及び運 営に関する基準を定める条例の一部を改正す ることについて	[ 5 3 頁]
議案第 2 2 号	広陵町介護保険条例の一部を改正すること について	[ 5 7 頁]
議案第 2 3 号	広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部 を改正することについて	[ 6 5 頁]

議案第 2 4 号 令和 7 年度広陵町一般会計補正予算（第 1 3 号）  
〔 6 9 頁〕

議案第 2 5 号 令和 7 年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算  
（第 2 号） 〔 1 0 1 頁〕

〔議案第 2 6 号から議案第 3 2 号までは令和 8 年度予算書〕

議案第 2 6 号 令和 8 年度広陵町一般会計予算

議案第 2 7 号 令和 8 年度広陵町国民健康保険特別会計予算

議案第 2 8 号 令和 8 年度広陵町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 2 9 号 令和 8 年度広陵町介護保険特別会計予算

議案第 3 0 号 令和 8 年度広陵町墓地事業特別会計予算

議案第 3 1 号 令和 8 年度広陵町学校給食特別会計予算

議案第 3 2 号 令和 8 年度広陵町下水道事業会計予算

議案第 3 3 号 第 5 次広陵町総合計画中期基本計画を定める  
ことについて 〔 1 1 5 頁〕

議案第 3 4 号 広陵町こども計画を定めることについて  
〔 1 1 7 頁〕

報 告 第 1 号

令和7年度広陵町一般会計補正予算（第11号）  
の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項  
の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項  
の規定により報告し、その承認を求める。

令和8年3月5日報告

広陵町長 吉 村 裕 之



専 決 処 分 書

令和 7 年度 広陵町 一般会計 補正 予算（第 1 1 号）を 地方自治法（昭和 2 2 年 法律 第 6 7 号）第 1 7 9 条 第 1 項 の 規定 に より、別紙 の と お り 専 決 処 分 す る。

令和 8 年 1 月 2 3 日 専 決

広陵町長 吉 村 裕 之



令和7年度広陵町一般会計補正予算（第11号）

令和7年度広陵町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ17,949千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,212,640千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
15 県支出金	3 委託金
18 繰入金	1 基金繰入金
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,554,297	17,283	1,571,580
85,623	17,283	102,906
710,017	666	710,683
703,225	666	703,891
18,194,691	17,949	18,212,640

歳 出

款	項
2 総務費	4 選挙費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,408,397	17,949	3,426,346
48,193	17,949	66,142
18,194,691	17,949	18,212,640

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額
15 県支出金	1,554,297
18 繰入金	710,017
歳入合計	18,194,691

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
17,283	1,571,580	
666	710,683	
17,949	18,212,640	

歳出

款	補正前の額	補正額
2 総務費	3,408,397	17,949
歳出合計	18,194,691	17,949

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
3,426,346	17,283			666	
18,212,640	17,283			666	

## 2 歳 入

款		項	目	補正前の額	補 正 額	計
15		県	支出金	1,554,297	17,283	1,571,580
	3		委託金	85,623	17,283	102,906
		1		総務費委託金	85,623	17,283
18			繰入金	710,017	666	710,683
	1		基金繰入金	703,225	666	703,891
		1		財政調整基金繰入金	348,753	666

15 県支出金 3 委託金 1 総務費委託金  
 (単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 選挙委託金	17,283	衆議院議員選挙委託金 17,283

1 財政調整基金繰入金	666	財政調整基金繰入金 666

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2	総務費	3,408,397	17,949	3,426,346	17,283			666
	4 選挙費	48,193	17,949	66,142	17,283			666
	4 衆議院議員 選挙費	0	17,949	17,949	17,283			666

節		説明
区分	金額	
1 報酬	1,337	衆議院議員選挙費 17,949
3 職員手当等	6,113	・投票管理者及び投票立会人報酬 615 投票管理者(日額)15,000円×15人×1日 =225,000円
7 報償費	105	投票立会人(日額)13,000円×30人×1日 =390,000円
10 需用費	1,625	・期日前投票管理者及び投票立会人報酬 385 期日前投票管理者(日額)13,000円×1人×11日 =143,000円
11 役務費	2,928	期日前投票立会人(日額)11,000円×1/2×4人 ×11日=242,000円
12 委託料	3,590	・選挙管理委員会委員報酬 122 委員長(日額)11,500円×1/2×1人×7日 =40,250円
13 使用料及び賃借料	774	委員(日額)9,000円×1/2×3人×6日 =81,000円
17 備品購入費	1,477	・開票管理者及び開票立会人報酬 215 開票管理者(日額)12,200円×1人×1日=12,200円 開票立会人(日額)10,100円×20人×1日 =202,000円
		・時間外勤務手当 1,625
		・投票所及び開票所等事務従事者手当 4,380
		・管理職特別勤務手当 108
		・ポスター掲示場協力者謝礼 105
		・消耗品費 1,300
		・燃料費 40
		・食糧費 73
		・印刷製本費 212
		・通信運搬費 2,730
		・手数料 198
		・期日前選挙システム保守等委託料 165
		・選挙公報配布委託料 1,865
		・投開票所設置・撤収委託料 348
		・投票用紙分類機付帯作業委託料 400
		・ポスター掲示場等設置・撤収委託料 642
		・投票所入場券専用用紙BPO作業委託料 170
		・会場使用料 110
		・タクシー借上料 87
		・事務機器使用料 39
		・携帯電話借上料 15
		・ポスター掲示板賃借料 396
		・選挙備品等賃借料 127
		・事務備品 1,477

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備考	
		報 酬	給 料	期末手当	その他	計				
補正後	長 等	3		25,599	9,490	9,118	44,207	4,638	48,845	
	議 員	14	50,112		20,171		70,283	13,106	83,389	
	その他	1,068	42,565			2,990	45,555		45,555	
	計	1,085	92,677	25,599	29,661	12,108	160,045	17,744	177,789	
補正前	長 等	3		25,599	9,490	9,118	44,207	4,638	48,845	
	議 員	14	50,112		20,171		70,283	13,106	83,389	
	その他	947	41,228			2,990	44,218		44,218	
	計	964	91,340	25,599	29,661	12,108	158,708	17,744	176,452	
比 較	長 等									
	議 員									
	その他	121	1,337				1,337		1,337	
	計	121	1,337				1,337		1,337	

2 一 般 職

(1) 総 括

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	466	315,980	890,843	704,453	1,911,276	338,081	2,249,357	
補 正 前	466	315,980	890,843	698,340	1,905,163	338,081	2,243,244	
比 較				6,113	6,113		6,113	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補 正 後	18,287	47,438	258,087	209,705	30,480
	補 正 前	18,287	47,438	258,087	209,705	30,480
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補 正 後	28,421	13,429	44	98,562	
	補 正 前	26,796	13,429	44	94,074	
	比 較	1,625			4,488	

## ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	236		824,323	564,305	1,388,628	255,544	1,644,172	
補 正 前	236		824,323	558,192	1,382,515	255,544	1,638,059	
比 較				6,113	6,113		6,113	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補 正 後	18,287	44,109	188,117	150,929	30,480
	補 正 前	18,287	44,109	188,117	150,929	30,480
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補 正 後	27,089	12,270	44	92,980	
	補 正 前	25,464	12,270	44	88,492	
	比 較	1,625			4,488	

## イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	230	315,980	66,520	140,148	522,648	82,537	605,185	
補 正 前	230	315,980	66,520	140,148	522,648	82,537	605,185	
比 較								

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補 正 後		3,329	69,970	58,776	
	補 正 前		3,329	69,970	58,776	
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補 正 後	1,332	1,159		5,582	
	補 正 前	1,332	1,159		5,582	
	比 較					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
報 酬		制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分			
給 料		制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分			
職員手当	6,113	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	6,113	衆議院議員選挙事務従事による増	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たり給与

区 分		一般事務・技術職	技能労務職	特定任期付職員
令和8年1月1日現在	平均給料月額(円)	310,527	227,500	—
	平均給与月額(円)	367,657	240,875	—
	平均年齢(歳)	41	62	—
令和7年1月1日現在	平均給料月額(円)	299,491	224,200	—
	平均給与月額(円)	349,475	240,752	—
	平均年齢(歳)	41	61	—

## イ 初任給

(円)

区分	一般事務・技術職	国の制度
		一般職
高校卒	188,000	188,000
短学卒	204,400	204,400
大学卒	220,000	220,000

## ウ 級別職員数

区分	一般事務・技術職								
	級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合計
令和8年1月1日現在	職員数(人)	6	31	23	43	58	41	32	234
	構成比(%)	2.6	13.2	9.8	18.4	24.8	17.5	13.7	100
令和7年1月1日現在	職員数(人)	6	28	21	43	59	46	31	234
	構成比(%)	2.6	12.0	9.0	18.4	25.1	19.7	13.2	100
区分	技能労務職								
	級	4級	3級	2級	1級				合計
令和8年1月1日現在	職員数(人)			1					1
	構成比(%)			100					100
令和7年1月1日現在	職員数(人)			2					2
	構成比(%)			100					100
区分	特定任期付職員								
	級	5号	4号	3号	2号	1号			合計
令和8年1月1日現在	職員数(人)								
	構成比(%)								
令和7年1月1日現在	職員数(人)								
	構成比(%)								

(一般事務・技術職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職
7 級	理事及び部長の職務
6 級	部次長、課長、館長、所長、認定こども園長及び主幹の職務
5 級	課長補佐、室長、参事、副館長、認定こども園副園長、幼稚園長、保育園長、 上席主任教諭及び上席主任保育士の職務
4 級	参与、係長、調整員、主幹保育教諭、幼稚園副園長、保育園副園長、主任教諭 及び主任保育士の職務
3 級	主任若しくは主任技師又は相当困難な業務を行う職務
2 級	主事若しくは技師又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務
1 級	主事補若しくは技師補又は定型的な業務を行う職務

(一般事務・技術職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職
7 級	理事及び部長に相当する職務
6 級	部次長、課長、館長、所長、認定こども園長及び主幹に相当する職務
5 級	課長補佐、室長、参事、副館長、認定こども園副園長、幼稚園長、保育園長、 上席主任教諭及び上席主任保育士に相当する職務
4 級	参与、係長、調整員、主幹保育教諭、幼稚園副園長、保育園副園長、主任教諭 及び主任保育士の職務
3 級	相当困難な業務を行う職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
1 級	定型的な業務を行う職務

(技能労務職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

区 分	技 能 労 務 職
4 級	相当困難な業務を行う業務員の職務
3 級	困難な業務を行う業務員の職務
2 級	知識経験を必要とする業務を行う業務員の職務
1 級	単純な業務を行う業務員の職務

(技能労務職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員)

区 分	技 能 労 務 職
4 級	相当困難な業務を行う業務員の職務
3 級	困難な業務を行う業務員の職務
2 級	知識経験を必要とする業務を行う業務員の職務
1 級	単純な業務を行う業務員の職務

## (特定任期付職員 号別の標準的な職務内容)

区 分	特 定 任 期 付 職 員
5 号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合
4 号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
3 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
2 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合
1 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合

## エ 昇給

区 分	合 計	代 表 的 な 職 種			
		一般職	技能労務職		
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	236	235	1	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	176	176		
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)	8	8	
		4号給 (人)	168	168	
		5号給以上 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	74.6	74.9			
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	236	235	1	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	176	176		
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)	8	8	
		4号給 (人)	168	168	
		5号給以上 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	74.6	74.9			

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月 分)	職制上の段階、職務の級 等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.3	2.3	4.6	有	
補正前	2.3	2.3	4.6	有	
国の制度	2.3	2.3	4.6	有	

カ 定年退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の 者(月分)	25年勤続の 者(月分)	35年勤続の 者(月分)	最高限度 (月分)	その他の加算 措置等	備 考
支給率	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900		
国の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900		

キ 地域手当

区 分	全職員			
	町内全域	東京都の特別区の区域	大阪市全域	奈良市全域
支給対象地域				
支給率(%)	5	20	16	9
支給対象職員数(人)	233	1	1	1
国の指定基準に基づく支給率 (%)	5	20	16	9

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一般職	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	0.003	0.002	—
支給対象職員の比率(%) (令和8年1月1日現在)	5.532	5.532	—
代表的な特殊勤務手当の名称	防疫作業従事手当 行旅病人又は行旅死亡人収容護送作業従事手当 犬、猫等死体処理従事手当		

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

報 告 第 2 号

令和8年度広陵町土地開発公社事業計画及び予算  
の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第  
2項の規定により、令和8年度広陵町土地開発公社の事業計  
画及び予算を別紙のとおり報告する。

令和8年3月5日報告

広陵町長 吉 村 裕 之



















議案第17号

教育委員会の委員の任命につき同意を求めること  
について

次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年3月5日提出

広陵町長 吉村裕之

住 所 

氏 名 つじ ひろのぶ  
辻 博暢

生年月日 

任 期 4年

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで



議 案 第 1 8 号

広陵町自治基本条例の一部を改正することについて

広陵町自治基本条例（令和3年5月広陵町条例第1号）の  
一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月5日提出

広陵町長 吉 村 裕 之



## 広陵町自治基本条例の一部を改正する条例

広陵町自治基本条例（令和3年5月広陵町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「別に条例」を「法令等」に改め、同条第2項中「前項の条例の規定を適切に解釈及び運用」を「法令等を遵守」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議 案 第 1 9 号

広陵町情報公開条例の一部を改正することについて

広陵町情報公開条例（平成12年12月広陵町条例第7号）  
の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月5日提出

広陵町長 吉 村 裕 之



## 広陵町情報公開条例の一部を改正する条例

広陵町情報公開条例（平成12年12月広陵町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「定義」を「意義」に改め、同条第1号中「決裁、供覧等の手続が終了した」を「当該実施機関の職員が組織的に用いる」に、「で実施機関が管理」を「として、当該実施機関が保有」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げるものを除く。

ア 一般に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供されているもの

イ 図書館その他の町の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

第5条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 町の公益や発展のために活動する個人及び法人その他の団体  
第10条第7号中「の意思形成過程に係わる情報であって、公開することにより、公正かつ円滑な意思形成に支障を生ずるおそれの」を「に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれが」に改める。

第21条を次のように改める。

（出資法人等の保有する文書の開示）

第21条 町が出資その他財政的支出等を行っている法人（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の開示に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等に対し、その保有する文書の開示を推進するため、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

3 実施機関は、出資法人等に関する文書であって、実施機関が保有していないものについて開示請求があったときは、当該出資法人等に対し、当該文書の提出を求めるものとする。

第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の保有する文書の開示)

第22条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、自己が管理し、又は管理した公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）に関する文書の開示に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、その保有する文書の開示を推進するため、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

3 実施機関は、指定管理者に関する文書であって、実施機関が保有していないものについて開示請求があったときは、当該指定管理者に対し、当該文書の提出を求めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 2 0 号

広陵町国民健康保険税条例の一部を改正すること  
について

広陵町国民健康保険税条例（昭和40年3月広陵町条例第  
5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月5日提出

広陵町長 吉 村 裕 之



## 広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

広陵町国民健康保険税条例（昭和40年3月広陵町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金（という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「650,000円」を「660,000円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同項ただし書中「240,000円」を「260,000円」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が30,000円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、30,000円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第 8 条の 2 の次に次の 3 条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第 8 条の 3 第 2 条第 5 項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に 100 分の 0.31 を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第 8 条の 4 第 2 条第 5 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について 1,700 円とする。

(18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額)

第 8 条の 5 第 2 条第 5 項の 18 歳以上被保険者均等割額は、18 歳以上被保険者 1 人について 200 円とする。

第 22 条第 1 項中「650,000 円」を「660,000 円」に、「240,000 円」を「260,000 円」に、「並びに」を「、」に改め、「170,000 円)」の次に「並びに同条第 5 項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からカ及びキに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 30,000 円を超える場合には、30,000 円)」を加え、同項第 1 号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 1,190 円

キ 18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額 18 歳以上被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 140 円

第 2 2 条第 1 項第 2 号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 8 5 0 円

キ 1 8 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 1 8 歳以上被保険者均等割額 1 8 歳以上被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 1 0 0 円

第 2 2 条第 1 項第 3 号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 3 4 0 円

キ 1 8 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 1 8 歳以上被保険者均等割額 1 8 歳以上被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 4 0 円

第 2 2 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号カに規定する金額を減額した世帯 2 5 5 円

イ 前項第 2 号カに規定する金額を減額した世帯 4 2 5 円

ウ 前項第 3 号カに規定する金額を減額した世帯 6 8 0 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8 5 0 円

第 2 2 条第 3 項中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び 1 8 歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第 1 号中「第 2 4 条の 3 0 の 5」を「第 2 4 条の 3 0 の 6」に改め、同項に次の 3 号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第22条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第7条」の次に「、第8条の3」を加える。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

### (適用区分)

- 2 この条例による改正後の広陵町国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



議 案 第 2 1 号

広陵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正すること  
について

広陵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基  
準を定める条例（平成26年9月広陵町条例第7号）の一部  
を別紙のとおり改正する。

令和8年3月5日提出

広陵町長 吉 村 裕 之



広陵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

広陵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月広陵町条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「この条例の施行の日から令和8年3月31日まで」を「当分」に、「令和8年3月31日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年を経過する日の属する年度の末日までに当該研修を」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



議 案 第 2 2 号

広陵町介護保険条例の一部を改正することについて

広陵町介護保険条例（平成12年3月広陵町条例第19号）  
の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月5日提出

広陵町長 吉 村 裕 之



## 広陵町介護保険条例の一部を改正する条例

広陵町介護保険条例（平成12年3月広陵町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項に次の1号を加える。

(5) 国が補助を行う対象となる保険料減免の基準に該当すること。

附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第10条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第7条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第

35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。) 」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。) 」とする。

- 2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第7条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、

零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第7条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条

第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第11条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第7条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、

令和 8 年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和 7 年中の給与等の収入金額が 5 5 1, 0 0 0 円以上 6 5 1, 0 0 0 円未満であり、かつ、1, 3 5 0, 0 0 0 円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から 5 5 0, 0 0 0 円を控除して得た額以下である場合

イ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 6 5 1, 0 0 0 円以上 1, 6 1 9, 0 0 0 円未満であり、かつ、1, 3 5 0, 0 0 0 円から同年の合計所得金額を控除して得た額が 1 0 0, 0 0 0 円以下である場合

ウ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 1, 6 1 9, 0 0 0 円以上 1, 9 0 0, 0 0 0 円未満であり、かつ、1, 3 5 0, 0 0 0 円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、6 5 0, 0 0 0 円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第 5 の給与等の金額として、別表第 5 により当該金額に応じて求めた別表第 5 の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第 2 9 5 条第 1 項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和 8 年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和 7 年中の給与等の収入金額が 5 5 1, 0 0 0 円以上 6 5 1, 0 0 0 円未満であり、かつ、地方税法第 2 9 5 条第 3 項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が同年中

の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額  
以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第7条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議 案 第 2 3 号

広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正  
することについて

広陵町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年8月広陵  
町条例第16号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月5日提出

広陵町長 吉 村 裕 之



## 広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

広陵町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年8月広陵町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表団長及び副団長の項中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「12,900円」を「13,340円」に改め、同表班長及び団員の項中「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に、「11,300円」を「11,670円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の広陵町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項第2号及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた広陵町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損

害補償（以下「損害補償」という。）並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

## 議案第24号

### 令和7年度広陵町一般会計補正予算（第13号）

令和7年度広陵町一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ453,765千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,653,636千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年3月5日提出

広陵町長 吉村裕之

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
10 地方交付税	
	1 地方交付税
14 国庫支出金	
	1 国庫負担金
	2 国庫補助金
15 県支出金	
	1 県負担金
	2 県補助金
	3 委託金
17 寄附金	
	1 寄附金
18 繰入金	
	1 基金繰入金
19 諸収入	
	3 受託事業収入
	4 貸付金元利収入
	5 雑入
20 町債	
	1 町債
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,443,372	225,357	3,668,729
3,443,372	225,357	3,668,729
3,945,568	109,220	3,836,348
1,456,872	9,343	1,447,529
2,479,764	99,877	2,379,887
1,571,580	30,028	1,541,552
606,530	7,922	614,452
862,144	35,876	826,268
102,906	2,074	100,832
240,000	46,604	193,396
240,000	46,604	193,396
769,996	467,668	302,328
763,204	467,668	295,536
910,369	2,302	908,067
44,111	3,738	40,373
701,000	500	700,500
161,658	1,936	163,594
911,900	23,300	888,600
911,900	23,300	888,600
18,107,401	453,765	17,653,636

歳 出

款	項
2 総務費	1 総務管理費 2 徴税費 4 選挙費
3 民生費	1 社会福祉費 2 児童福祉費
4 衛生費	1 保健衛生費 2 清掃費
5 農商工費	1 農業費 2 商工費
6 土木費	1 土木管理費 2 道路橋りょう費 4 都市計画費 5 住宅費
8 教育費	1 教育総務費 2 小学校費 5 社会教育費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,471,478	117,339	3,354,139
2,933,325	105,069	2,828,256
317,571	4,444	313,127
67,329	7,826	59,503
6,718,864	36,707	6,682,157
3,219,112	5,991	3,225,103
3,499,752	42,698	3,457,054
1,508,188	84,940	1,423,248
603,458	71,440	532,018
904,730	13,500	891,230
659,970	21,782	638,188
167,880	17,976	149,904
492,090	3,806	488,284
1,797,653	178,269	1,619,384
97,633	2,300	95,333
1,151,092	137,989	1,013,103
213,319	35,180	178,139
18,663	2,800	15,863
1,999,036	14,728	1,984,308
704,587	3,300	701,287
230,832	9,564	221,268
417,716	1,864	415,852
18,107,401	453,765	17,653,636

## 第2表 繰越明許費補正

### 1 追加

(単位：千円)

款	項	事業	金額
2 総務費	1 総務管理費	町制70周年記念事業	2,800
3 民生費	1 社会福祉費	施設開設準備経費支援事業等補助金（地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金）	41,500
4 衛生費	1 保健衛生費	健康管理業務標準化・共通化事業	7,585
5 農商工費	1 農業費	大網井堰柳井戸井堰整備事業	10,000
8 教育費	5 社会教育費	中区地域防災拠点整備事業	13,375
		広瀬地区地域防災拠点整備事業	11,000

### 第3表 債務負担行為補正

#### 1 変更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
広陵北かぐやこども園給食調理業務委託	令和8年度～ 令和12年度	151,569	令和8年度～ 令和13年度	164,000

## 第4表 地方債補正

### 1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	償還の方法	利率	償還の方法
馬見南3丁目地域防災拠点安全対策事業	46,000	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合はその債権者との協定による。ただし、財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。

### 2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
電購入車事業	4,100	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合はその債権者との協定による。ただし、財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。	0	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合はその債権者との協定による。ただし、財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。
大網井堰柳井戸井堰整備事業負担金	13,600	同上	同上	同上	9,800	同上	同上	同上
百済川向地区農地中間管理機構関連農地整備事業負担金	5,700	同上	同上	同上	9,500	同上	同上	同上
町道整備事業	496,100	同上	同上	同上	438,400	同上	同上	同上

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 園 施 設 業 長 寿 命 化 事 業	60,700	普通貸借又は証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合はその債権者との協定による。ただし、財政の都合により繰上償還又は低利に借換えることができる。	50,800	普通貸借又は証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合はその債権者との協定による。ただし、財政の都合により繰上償還又は低利に借換えることができる。
広瀬区地域防災拠点整備事業	26,300	同上	同上	同上	28,700	同上	同上	同上

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額
10 地方交付税	3,443,372
14 国庫支出金	3,945,568
15 県支出金	1,571,580
17 寄附金	240,000
18 繰入金	769,996
19 諸収入	910,369
20 町債	911,900
歳入合計	18,107,401

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
225,357	3,668,729	
109,220	3,836,348	
30,028	1,541,552	
46,604	193,396	
467,668	302,328	
2,302	908,067	
23,300	888,600	
453,765	17,653,636	

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
2 総務費	3,471,478	117,339
3 民生費	6,718,864	36,707
4 衛生費	1,508,188	84,940
5 農商工費	659,970	21,782
6 土木費	1,797,653	178,269
8 教育費	1,999,036	14,728
歳 出 合 計	18,107,401	453,765

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
3,354,139	12,340	4,100	25,500	75,399	
6,682,157	13,339		3,000	20,368	
1,423,248	7,293			77,647	
638,188	17,740	471	3,806	235	
1,619,384	88,277	67,129	27,630	4,767	
1,984,308	259	48,400	5,738	57,131	
17,653,636	139,248	23,300	65,674	225,543	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
10	地方交付税	3,443,372	225,357	3,668,729
	1 地方交付税	3,443,372	225,357	3,668,729
	1 地方交付税	3,443,372	225,357	3,668,729

14	国庫支出金	3,945,568	109,220	3,836,348
	1 国庫負担金	1,456,872	9,343	1,447,529
	1 民生費国庫負担金	1,431,242	6,593	1,424,649
	2 衛生費国庫負担金	25,630	2,750	22,880
	2 国庫補助金	2,479,764	99,877	2,379,887
	1 総務費国庫補助金	714,003	6,206	707,797
	2 民生費国庫補助金	1,027,732	3,920	1,023,812
	3 衛生費国庫補助金	25,152	1,790	23,362
	4 土木費国庫補助金	664,398	87,702	576,696
	5 教育費国庫補助金	44,734	259	44,475

15	県支出金	1,571,580	30,028	1,541,552
	1 県負担金	606,530	7,922	614,452
	1 民生費県負担金	605,918	7,922	613,840

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 地方交付税	225,357	普通交付税	225,357

1 社会福祉費負担金	22,500	自立支援給付費負担金 障がい児通所等給付費負担金	12,500 10,000
2 児童手当負担金	29,093	児童手当負担金	29,093
1 保健衛生費負担金	2,750	妊婦のための支援給付交付金	2,750
1 総務管理費補助金	6,206	地域公共交通確保維持改善事業費補助金（車両減価償却費等 国庫補助金）	6,206
1 社会福祉費補助金	5,173	子ども・子育て支援事業費補助金	5,173
2 児童福祉費補助金	1,253	子ども・子育て支援交付金	1,253
1 保健衛生費補助金	1,790	母子保健衛生費国庫補助金 出産・子育て応援交付金	290 1,500
1 土木管理費補助金	1,150	住宅耐震診断等支援事業補助金	1,150
2 道路橋りょう費交付金	72,751	箸尾準工業地区道路整備事業補助金 狭あい道路整備等促進事業補助金 大場線整備事業補助金 橋りょう長寿命化修繕事業補助金 交通安全施設（百済赤部線）整備事業補助金 交通安全施設（南郷8号線）整備事業補助金	8,176 10,758 12,826 11,001 22,248 7,742
4 都市計画費補助金	12,370	都市公園整備事業補助金（防災・安全）	12,370
5 住宅費補助金	1,431	町営住宅長寿命化計画改定事業補助金 耐震改修促進計画改定事業補助金	856 575
2 社会教育費補助金	259	巢山古墳整備事業費補助金	259

1 社会福祉費負担金	11,250	自立支援給付費負担金 障がい児通所等給付費負担金	6,250 5,000

款		項	目	補正前の額	補正額	計
	2	県補助金		862,144	35,876	826,268
		1	総務費県補助金	4,060	4,060	0
		2	民生費県補助金	500,384	10,748	489,636
		3	衛生費県補助金	9,241	2,753	6,488
		4	農商工費県補助金	47,141	17,740	29,401
		5	土木費県補助金	128,834	575	128,259
	3	委託金		102,906	2,074	100,832
		1	総務費委託金	102,906	2,074	100,832

17		寄附金		240,000	46,604	193,396
	1	寄附金		240,000	46,604	193,396
		1	総務費寄附金	240,000	46,604	193,396

18		繰入金		769,996	467,668	302,328
	1	基金繰入金		763,204	467,668	295,536
		1	財政調整基金繰入金	408,732	408,732	0
		3	みどりのふるさと応援基金繰入金	219,265	58,936	160,329

19		諸収入		910,369	2,302	908,067
	3	受託事業収入		44,111	3,738	40,373
		1	民生費受託事業収入	35,859	2,500	33,359

節		説 明	
区 分	金 額		
2 児童手当負担金	3,328	児童手当負担金	3,328
1 総務管理費補助金	4,060	公共交通基本計画推進支援事業補助金	4,060
1 社会福祉費補助金	7,001	施設開設準備経費支援事業等補助金	7,001
2 児童福祉費補助金	3,747	子ども医療費助成事業補助金 子ども・子育て支援交付金	5,000 1,253
1 保健衛生費補助金	2,753	子ども・子育て支援交付金 出産・子育て応援交付金 不妊治療費助成事業補助金	378 375 2,000
1 農業費補助金	17,740	新規就農者総合支援事業交付金 多面的機能支払交付金 環境保全型農業直接支払交付金 農地利用効率化等支援交付金	5,250 3,793 2,697 6,000
1 土木管理費補助金	575	住宅耐震診断支援事業補助金	575
4 選挙委託金	2,074	参議院議員選挙委託金	2,074

1 総務管理費寄附金	46,604	みどりのふるさと応援寄附金	46,604

1 財政調整基金繰入金	408,732	財政調整基金繰入金	408,732
1 みどりのふるさと応援基金繰入金	58,936	みどりのふるさと応援基金繰入金	58,936

1 社会福祉費受託事業収入	2,500	保健事業一体化実施受託金	2,500

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	2 教育費受託事業収入	8,252	1,238	7,014
4	貸付金元利収入	701,000	500	700,500
	1 民生費貸付金返還金	1,000	500	500
5	雑入	161,658	1,936	163,594
	2 雑入	161,243	1,936	163,179

20	町債	911,900	23,300	888,600
1	町債	911,900	23,300	888,600
	1 総務債	4,100	4,100	0
	3 農商工債	28,300	0	28,300
	4 土木債	696,300	67,600	628,700
	6 教育債	91,000	48,400	139,400

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 社会教育費受託事業収入	1,238	発掘調査受託事業収入	1,238
1 社会福祉費資金貸付金返還金	500	福祉医療費資金貸付金返還金	500
1 雑入	1,936	自治総合センターコミュニティ助成金 障がい者自立支援給付費負担金返還金	2,500 4,436

1 総務管理債	4,100	電動車両購入事業債	4,100
1 農業債	0	大網井堰柳井戸井堰整備事業負担金債 百済川向地区農地中間管理機構関連農地整備事業負担金債	3,800 3,800
1 道路橋りょう債	57,700	町道整備事業債	57,700
3 公園管理債	9,900	公園施設長寿命化事業債	9,900
1 社会教育債	48,400	広瀬区地域防災拠点整備事業債 馬見南3丁目地域防災拠点安全対策事業債	2,400 46,000

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2	総務費	3,471,478	117,339	3,354,139	12,340	4,100	25,500	75,399
	1 総務管理費	2,933,325	105,069	2,828,256	10,266	4,100	25,500	65,203
	1 一般管理費	1,289,158	95,853	1,193,305		4,100	23,000	68,753
	2 財産管理費	1,316,944	8,734	1,325,678				8,734
	3 企画費	253,410	11,210	242,200	10,266			944
	4 自治振興費	40,085	3,084	37,001			2,500	584
	8 広報広聴費	12,224	3,656	8,568				3,656
	2 徴税費	317,571	4,444	313,127				4,444
	1 税務総務費	254,197	2,530	251,667				2,530

節		説明
区分	金額	
12 委託料	89,827	一般経費（総務課） 405 ・事務機器使用料 400
13 使用料及び賃借料	1,120	・研修会等参加負担金 5 一般経費（産業総合支援課） 23,000 ・ふるさと納税関係委託料 23,000
17 備品購入費	4,600	職員研修関係費 301 ・自治大学校研修会負担金 301
18 負担金、補助及び交付金	306	町交際費関係費 4,600 ・公用車購入費 4,600 電算関係費 67,547 ・その他電算保守等委託料 4,962 ・ネットワーク関係委託料 7,238 ・L G W A N機器保守等委託料 622 ・共同電算保守等委託料 10,560 ・情報セキュリティ監査支援委託料 119 ・情報系 P C 更改等業務委託料 17,232 ・基幹系 P C 更改等業務委託料 26,094 ・ネットワーク関係電算使用料 368 ・基幹系電算使用料 352
24 積立金	8,734	基金関係費 8,734 ・財政調整基金積立金 35,492 ・みどりのふるさと応援基金積立金 23,302 ・森林環境基金積立金 3,449 ・教育・文化芸術振興基金積立金 7
11 役務費	535	公共交通運行事業費 11,210 ・手数料 462
12 委託料	3,690	・自動車損害保険料 73 ・公共交通運行等委託料 3,690
17 備品購入費	6,800	・公用車購入費 6,800 ・重量税 185
26 公課費	185	
18 負担金、補助及び交付金	3,084	自治振興費 3,084 ・自治総合センターコミュニティ助成金 2,500 ・自治振興費 584
10 需用費	3,283	一般経費 3,656 ・印刷製本費 3,283
12 委託料	373	・広報啓発委託料 373
18 負担金、補助及び交付金	2,530	定額減税不足額給付金事業 2,530 ・給付金 2,530

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2 賦課徴収費	63,374	1,914	61,460				1,914	
4 選挙費	67,329	7,826	59,503	2,074			5,752	
3 参議院議員 選挙費	18,402	2,074	16,328	2,074				
7 広陵町長選 挙及び広陵 町議会議員 補欠選挙費	22,562	5,752	16,810				5,752	

3	民生費	6,718,864	36,707	6,682,157	13,339		3,000	20,368
1	社会福祉費	3,219,112	5,991	3,225,103	21,576		3,000	12,585

節		説明
区分	金額	
12 委託料	1,914	電算費(税務課) 1,254 ・電子申告システム等委託料 1,254 口座振替関係費 660 ・標準システム対応業務委託料 660
1 報酬	55	参議院議員選挙費 2,074 ・選挙管理委員会委員報酬 14
3 職員手当等	391	・開票管理者及び開票立会人報酬 41 ・時間外勤務手当 328
7 報償費	14	・投票所及び開票所等事務従事者手当 51 ・管理職特別勤務手当 12
10 需用費	222	・ポスター掲示場協力者謝礼 14 ・消耗品費 111
11 役務費	307	・食糧費 24 ・印刷製本費 87
12 委託料	317	・通信運搬費 233 ・手数料 74
13 使用料及び賃借料	658	・期日前選挙システム保守等委託料 122 ・選挙公報配布委託料 49 ・投開票所設置・撤収委託料 69
17 備品購入費	110	・投票用紙分類機付帯作業委託料 77 ・会場使用料 4 ・携帯電話借上料 2 ・ポスター掲示板賃借料 652 ・事務備品 110
1 報酬	92	広陵町長選挙及び広陵町議会議員補欠選挙費 5,752 ・選挙長及び選挙立会人報酬 29
3 職員手当等	209	・選挙管理委員会委員報酬 63 ・投票所及び開票所等事務従事者手当 209
7 報償費	14	・ポスター掲示場協力者謝礼 14 ・消耗品費 311
10 需用費	461	・食糧費 56 ・印刷製本費 94
11 役務費	243	・通信運搬費 205 ・手数料 38
12 委託料	17	・選挙公報配布委託料 17 ・ポスター掲示板賃借料 1,283
13 使用料及び賃借料	1,283	・選挙公営費負担金 3,433
18 負担金、補助及び交付金	3,433	

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	1 社会福祉総務費	323,783	500	323,283			500	
	2 老人福祉費	31,864	4,673	27,191				4,673
	3 心身障がい者福祉費	1,525,586	53,584	1,579,170	33,750			19,834
	5 国民健康保険医療助成費	238,955	6,023	232,932	5,173			850
	6 総合保健福祉社会館費	69,152	26,896	42,256				26,896
	7 介護保険費	476,641	7,001	469,640	7,001			
	8 後期高齢者医療費	519,832	2,500	517,332			2,500	
	2	2 児童福祉費	3,499,752	42,698	3,457,054	34,915		
1	1 児童福祉総務費	373,594	10,675	362,919	5,000			5,675
	2 児童措置費	1,665,380	35,785	1,629,595	32,421			3,364
	6 子ども育成費	259,110	3,762	262,872	2,506			1,256

3 民生費 1 社会福祉費 1 社会福祉総務費  
(単位：千円)

節		区 分	金 額	説 明	
	20 貸付金		500	一般経費（保険年金課） ・福祉医療費資金貸付金	500 500
	7 報償費		522	一般経費	540
	12 委託料		845	紙おむつ給付事業費 健康福祉大会関係費	540 522
	19 扶助費		3,306	・講師謝礼 ・医師等謝礼 ・敬老金 ・敬老祝品 ・出演協力者謝礼 老人福祉施設関係費 ・老人福祉施設措置費 老人福祉センター費 ・老人福祉センターマイクロバス運行業務委託料	1 60 391 41 29 2,766 2,766 845 845
	19 扶助費		45,000	一般経費	53,584
	22 償還金、利子及び割引料		8,584	・介護給付費等 ・障がい児通所給付費 ・国庫補助金返還金	25,000 20,000 8,584
	27 繰出金		6,023	国民健康保険医療助成費 ・国民健康保険特別会計繰出金	6,023 6,023
	10 需用費		4,000	一般経費	26,896
	16 公有財産購入費		22,896	・消耗品費 ・光熱水費 ・修繕料 ・用地取得費	1,000 1,500 1,500 22,896
	18 負担金、補助及び交付金		7,001	介護保険費 ・施設開設準備経費支援事業等補助金	7,001 7,001
	12 委託料		2,500	保健事業一体化実施費 ・講師派遣委託料	2,500 2,500
	12 委託料		675	保育園等一般経費（こども政策課） ・こども計画策定業務委託料	675 473
	19 扶助費		10,000	・こどもの居場所づくり委託料 福祉医療費 ・医療費扶助費	202 10,000 10,000
	19 扶助費		35,785	児童措置費 ・児童手当	35,785 35,785
	12 委託料		3,762	放課後子ども育成教室関係費 ・放課後子ども育成教室運営委託料	3,762 3,762

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4	衛生費	1,508,188	84,940	1,423,248	7,293			77,647
	1 保健衛生費	603,458	71,440	532,018	7,293			64,147
	2 予防費	327,107	71,440	255,667	7,293			64,147
	2 清掃費	904,730	13,500	891,230				13,500
	2 塵芥処理費	337,689	13,500	324,189				13,500

5	農商工費	659,970	21,782	638,188	17,740	471	3,806	235
	1 農業費	167,880	17,976	149,904	17,740	471		235
	3 農地費	49,220	2,243	46,977		471		1,772
	4 地域農政推進費	52,022	15,733	36,289	17,740			2,007

4 衛生費 1 保健衛生費 2 予防費  
(単位：千円)

節		区 分	金 額	説 明	
10	需用費		500	予防接種事業費	55,500
				・印刷製本費	500
12	委託料		60,282	・予防接種委託料	55,000
18	負担金、補助及び交付金		4,609	健康増進事業費	1,000
				・健診等委託料	1,000
				母子保健事業費(けんこう推進課)	14,940
				・妊婦健診委託料	3,563
19	扶助費		6,049	・産婦健診委託料	319
				・新生児聴覚検査委託料	103
				・1か月児健康診査委託料	297
				・不妊治療費助成金	4,000
				・妊婦健康診査費助成金	464
				・妊娠判定検査費助成金	1
				・新生児聴覚検査費助成金	43
				・産婦健康診査費助成金	101
				・産後ケア事業費	1,187
				・子育て応援ギフト事業費	1,712
				・妊婦支援給付金	3,150
10	需用費		13,000	一般経費	10,500
				・消耗品費	6,000
12	委託料		500	・光熱水費	4,000
				・草刈管理等委託料	500
				塵芥処理費	1,000
				・消耗品費	400
				・燃料費	450
				・修繕料	150
				施設補修費	2,000
				・修繕料	2,000
18	負担金、補助及び交付金		2,243	町単独事業費	4,880
				・大網井堰柳井戸井堰整備事業負担金	4,880
				百済川向地区農地中間管理機構関連農地整備事業	2,637
				・百済川向地区農地中間管理機構関連農地整備事業負担金	2,637
18	負担金、補助及び交付金		15,733	地域農政推進費	15,733
				・新規就農者総合支援事業助成金	3,750
				・多面的機能支払交付金	3,483
				・環境保全型農業直接支払交付金	2,500

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2 商工費	492,090	3,806	488,284			3,806		
1 商工振興費	475,696	3,806	471,890			3,806		

6	土木費	1,797,653	178,269	1,619,384	88,277	67,129	27,630	4,767
1	土木管理費	97,633	2,300	95,333	1,725	471		1,046
	1 土木総務費	97,633	2,300	95,333	1,725	471		1,046
2	道路橋りょう費	1,151,092	137,989	1,013,103	72,751	57,700		7,538
	2 道路橋りょう新設改良費	867,692	81,147	786,545	42,761	38,386		
	3 交通安全施設費	149,376	56,842	92,534	29,990	19,314		7,538
4	都市計画費	213,319	35,180	178,139	12,370	9,900	27,630	14,720
	1 都市計画総務費	38,520	10,000	28,520			10,000	
	2 公園管理費	173,996	24,740	149,256	12,370	9,900	17,630	15,160
	3 公共下水道費	640	440	200				440
5	住宅費	18,663	2,800	15,863	1,431			1,369

節		区 分	金 額	説 明	
				・農地利用効率化等支援交付金	6,000
12 委託料	3,806			産業支援センター運営事業 ・産業支援センター運営委託料	3,806 3,806

18 負担金、補助及び交付金	2,300			一般経費（都市整備課） ・住宅耐震改修工事補助金	2,300 2,300
12 委託料	33,145			箸尾準工業地区道路整備事業 ・建物等補償費	15,000 15,000
14 工事請負費	10,800			狭あい道路整備等促進事業 ・測量・設計委託料	21,500 9,700
16 公有財産購入費	5,520			・測量・分筆等委託料 ・町道整備工事	1,000 10,800
18 負担金、補助及び交付金	16,682			大場線整備事業 ・測量・分筆等委託料 ・町道用地取得費	24,652 2,450 5,520
21 補償、補填及び賠償金	15,000			・大場線整備事業負担金 橋りょう長寿命化修繕事業 ・橋りょう定期点検業務委託料	16,682 19,995 19,995
14 工事請負費	44,642			交通安全施設等（百済赤部線）整備事業 ・交通安全施設整備工事	41,358 29,158
16 公有財産購入費	12,200			・町道用地取得費 交通安全施設等（南郷8号線）整備事業 ・交通安全施設整備工事	12,200 15,484 15,484
12 委託料	10,000			一般経費 ・竹取公園民間活力導入支援業務委託料	10,000 10,000
12 委託料	2,500			都市公園整備事業費（防災・安全） ・設計・監理等委託料	24,740 2,500
14 工事請負費	22,240			・公園整備工事	22,240
18 負担金、補助及び交付金	440			公共下水道費 ・下水道接続促進事業特別補助金 ・水洗便所改造助成金	440 200 240

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 住宅管理費	18,663	2,800	15,863	1,431			1,369

8	教育費	1,999,036	14,728	1,984,308	259	48,400	5,738	57,131
	1 教育総務費	704,587	3,300	701,287				3,300
	2 事務局費	435,929	3,300	432,629				3,300
	2 小学校費	230,832	9,564	221,268			4,500	5,064
	1 学校管理費	207,252	9,564	197,688			4,500	5,064
	5 社会教育費	417,716	1,864	415,852	259	48,400	1,238	48,767
	3 公民館費	159,303	2,360	161,663		48,400		46,040
	4 文化財保護費	109,458	4,224	105,234	259		1,238	2,727

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	2,800	住宅管理費 ・町営住宅長寿命化計画改定業務委託料 ・耐震改修促進計画改定業務委託料	2,800 1,700 1,100
10 需用費	300	一般経費（教育総務課） ・印刷製本費	3,300 300
12 委託料	1,000	・総合型地域スポーツクラブ体制強化委託料 ・教材備品等	1,000 2,000
17 備品購入費	2,000		
10 需用費	1,245	一般経費（教育総務課） ・学校プール委託料	4,500 4,000
12 委託料	4,000	・小学校改修工事 一般経費（西小学校）	500 520
13 使用料及び賃借料	520	・バス借上料 ・事務機器使用料	424 96
14 工事請負費	500	一般経費（真美ヶ丘第一小学校） ・修繕料 ・管理備品	2,073 1,245 828
17 備品購入費	3,299	一般経費（真美ヶ丘第二小学校） ・管理備品	2,471 2,471
12 委託料	2,360	地区公民館費 ・東部地区農業研修センター建替工事設計等業務委託料	2,360 2,360
1 報酬	80	一般経費 ・特別旅費	275 28
7 報償費	1,488	・印刷製本費 発掘調査受託事業費	247 1,126
8 旅費	28	・発掘調査作業員謝礼 ・消耗品費	1,024 58
10 需用費	324	・燃料費 ・火災・損害保険料	19 25
11 役務費	25	文化財保護審査会費 ・文化財保護審議会委員報酬	80 80
12 委託料	2,279	巢山古墳史跡整備事業費 ・発掘調査作業員謝礼 ・航空測量委託料 ・発掘調査作業委託料	2,743 464 1,100 1,179



議 案 第 2 5 号

令和7年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算  
(第2号)

令和7年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,023千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,413,457千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月5日提出

広陵町長 吉 村 裕 之

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項
4 繰入金	1 一般会計繰入金
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
238,955	6,023	232,932
238,955	6,023	232,932
3,419,480	6,023	3,413,457

歳 出

款	項
1 総務費	
	1 総務管理費
3 国民健康保険事業費納付金	
	1 医療給付費分
	2 後期高齢者支援金等分
	3 介護納付金分
6 基金積立金	
	1 基金積立金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
28,117	6,023	22,094
27,877	6,023	21,854
868,541	21,864	890,405
570,557	6,000	576,557
225,538	11,281	236,819
72,446	4,583	77,029
29,229	21,864	7,365
29,229	21,864	7,365
3,419,480	6,023	3,413,457

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額
4 繰入金	238,955
歳入合計	3,419,480

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
6,023	232,932	
6,023	3,413,457	

歳出

款	補正前の額	補正額
1 総務費	28,117	6,023
3 国民健康保険事業費納付金	868,541	21,864
6 基金積立金	29,229	21,864
歳出合計	3,419,480	6,023

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
22,094			6,023		
890,405				21,864	
7,365				21,864	
3,413,457			6,023		

## 2 歳 入

款		項	目	補正前の額	補 正 額	計
4		繰入金		238,955	6,023	232,932
	1	一般会計繰入金		238,955	6,023	232,932
		1 一般会計繰入金		238,955	6,023	232,932

4 繰入金 1 一般会計繰入金 1 一般会計繰入金  
 (単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
5 職員給与等繰入金	6,023	職員給与等繰入金	6,023

### 3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源
					特 定 財 源			
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総務費	28,117	6,023	22,094			6,023	
	1 総務管理費	27,877	6,023	21,854			6,023	
	1 一般管理費	22,399	6,023	16,376			6,023	

3	国民健康保険事業費納付金	868,541	21,864	890,405				21,864
	1 医療給付費分	570,557	6,000	576,557				6,000
		1 医療給付費分	570,557	6,000	576,557			
	2 後期高齢者支援金等分	225,538	11,281	236,819				11,281
		1 後期高齢者支援金等分	225,538	11,281	236,819			
	3 介護納付金分	72,446	4,583	77,029				4,583
		1 介護納付金分	72,446	4,583	77,029			

6	基金積立金	29,229	21,864	7,365				21,864
	1 基金積立金	29,229	21,864	7,365				21,864
	1 財政調整基金積立金	29,229	21,864	7,365				21,864

1 総務費 1 総務管理費 1 一般管理費  
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	6,023	一般管理費 ・ 国民健康保険システム改修委託料	6,023 6,023

18 負担金、補助 及び交付金	6,000	医療給付費分 ・ 医療給付費	6,000 6,000
18 負担金、補助 及び交付金	11,281	後期高齢者支援金等分 ・ 後期高齢者支援金等分	11,281 11,281
18 負担金、補助 及び交付金	4,583	介護納付金分 ・ 介護納付金	4,583 4,583

24 積立金	21,864	財政調整基金積立金 ・ 財政調整基金積立金	21,864 21,864



議 案 第 3 3 号

第5次広陵町総合計画中期基本計画を定めること  
について

別紙のとおり第5次広陵町総合計画中期基本計画を定める  
ことについて、広陵町議会基本条例（平成27年3月広陵町  
条例第24号）第10条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

広陵町長 吉 村 裕 之



議案第34号

広陵町子ども計画を定めることについて

別紙のとおり広陵町子ども計画を定めることについて、広陵町議会基本条例（平成27年3月広陵町条例第24号）第10条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

広陵町長 吉村裕之

